

JINS Inc. Notice of Convocation The 31st ordinary general meeting of shareholders.

An aerial photograph showing a vast, undulating sea of white and light brown clouds stretching towards the horizon. The sun is positioned in the upper right quadrant, shining brightly and creating a prominent lens flare with several rays extending across the sky. The sky transitions from a deep blue at the top to a lighter, hazy blue near the horizon. The overall scene is bright and expansive, conveying a sense of vastness and natural beauty.

Magnify Life

いつもと世界が違って見える。

JINSは、そんなきっかけを人々に提供したいと願う。

人々の生き方そのものを豊かに広げ、

これまでにない体験へと導きたい。

だからこそ、私たちはメガネのその先について考え抜き、

「あたらしい、あたりまえ」を創り、まだ見ぬ世界を拓いていく。

- to Magnify Life

Our vision at JINS is to encourage people to
change the way they view the world -
to enrich their lives and unlock new experiences.
That's why we look for the unseen,
create new standards, and think beyond glasses
- to Magnify Life.

Progressive
先進的な

お客様をワクワクさせ、価値を感じていただけるようなイノベーションを生み出し続けること。
アイウェアの限界にとらわれず、新たな領域、
そして新市場を開拓することで、さらなる発展を遂げていきます。

Inspiring
インスパイアする

私たちはイノベーションそれ自体を目的として、画期的な製品を生み出しているわけではありません。
人々を笑顔にし、新しい視点で世界をみつめてもらうためにアイウェアを製造・販売しているのです。
JINSにとってインスピレーションは競争優位の源泉であり、
より多くのターゲット層に製品を届けるための強みであると考えています。

Honest
誠実な

私たちが提供する商品・サービスには一切の妥協がありません。完璧なまでに誠実であること。
それは、これまでJINSを健全な体質の組織に成長させてきた重要な柱です。
そして、JINSにグローバルに展開できる可能性と、世界とのつながりをもたらす要素です。

第31回 定時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を以下の通り開催いたしますので、

ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」を

ご検討いただきまして、平成30年11月28日(水)午後6時30分までに、

「議決権行使のご案内」(4頁)にしたがって議決権をご行使くださいますよう

お願い申し上げます。

敬具

日時 平成30年11月29日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム29階

目的事項

報告
事項

1. 第31期(平成29年9月1日から平成30年8月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期(平成29年9月1日から平成30年8月31日まで)
計算書類報告の件

決議
事項

- 第1号議案：剰余金の配当の件
- 第2号議案：吸収分割契約承認の件
- 第3号議案：定款一部変更の件
- 第4号議案：取締役4名選任の件

※第31回定時株主総会におきましては、株主の皆さまへのお土産をご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ なお、本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ▶ 第31回定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「個別注記表」、並びに第2号議案に記載すべき事項のうち、「承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://corp.jins.com/jp/ja/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

当社ウェブサイト <https://corp.jins.com/jp/ja/>

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(15頁～26頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A TYPE 株主総会への出席による 議決権行使	B TYPE 書面による議決権行使	C TYPE インターネット等による 議決権行使
--	--------------------------------	--



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第31回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

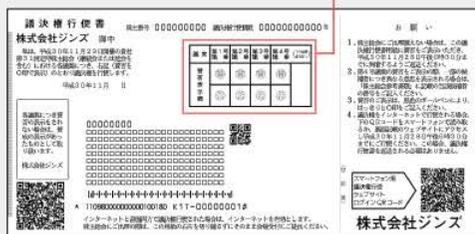


①QRコードを読み取る方法(スマート行使) または
②ID・パスワード入力による方法
詳しくは次頁をご覧ください。

株主総会開催日時	行使期限	行使期限
平成30年11月29日(木) 午前10時	平成30年11月28日(水) 午後6時30分	平成30年11月28日(水) 午後6時30分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

見本



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号～第3号議案

- ・賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ・否認する場合 → 「否」の欄に○印

第4号議案

- ・全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ・全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

方法① QRコードを読み取る方法（スマート行使）

1. 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®をスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。（ID・パスワードのご入力は不要です）



2. 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。修正したい場合は、下記「ID・パスワード入力による方法」をご利用ください。

方法② ID・パスワード入力による方法

1. 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2. パスワード（株主様に変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

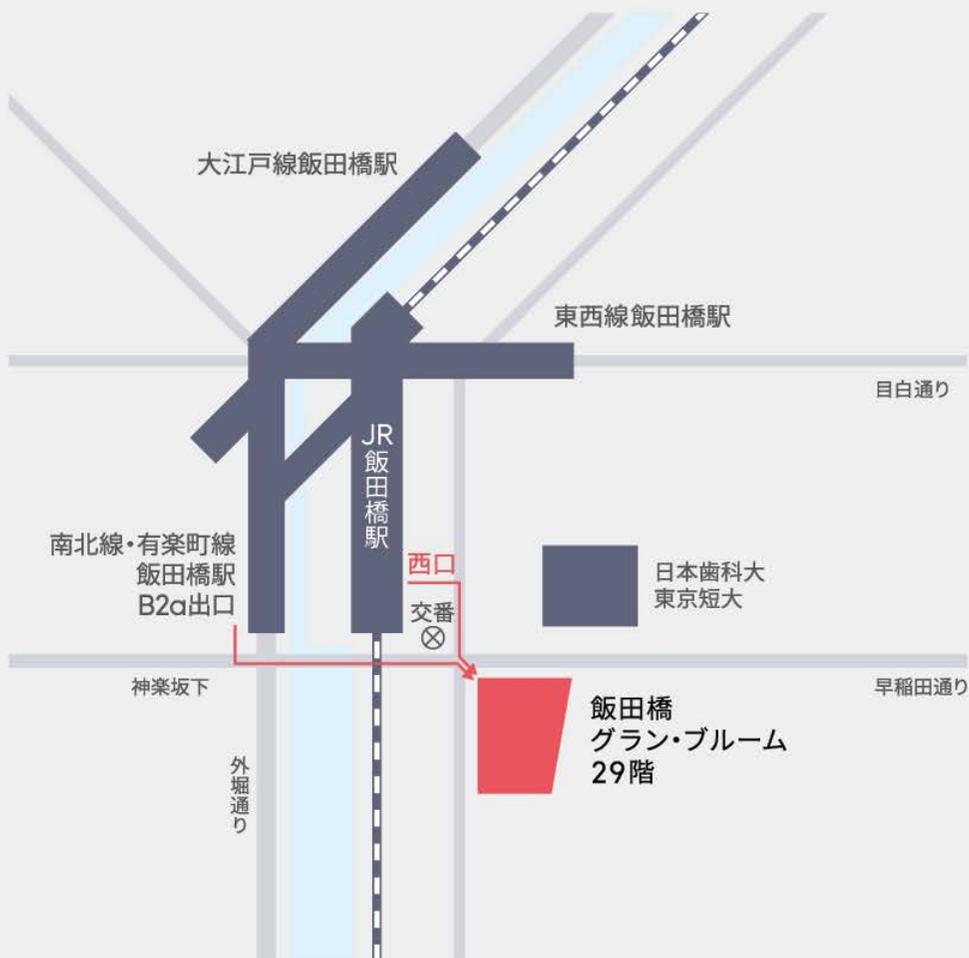
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

TEL 0120-768-524（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時（土・日・祝日を除く）

書面又は電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。

■ 株主総会会場ご案内図



会場

飯田橋グラン・ブルーム 29階

株式会社ジinz 東京本社
 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
 TEL:03-5275-7009 (ジinz東京本社代表)

会場までのアクセス

- JR総武線「飯田橋」駅 西口徒歩1分
- 東京メトロ有楽町線・東西線・南北線 都営地下鉄大江戸線「飯田橋」駅 B2a出口徒歩2分

JINS 31期 TOPICS



平成30年4月

世界500店舗

2018年4月JINS島忠ホームズ草加倉人店のオープンで世界合計500店舗を達成

平成30年3月

JINS VIOLET+

史上初*バイオレットライト選択透過レンズ

※当社調べ(平成30年2月現在)



平成29年12月

JINS 1DAY

JINSから初のコンタクトが誕生

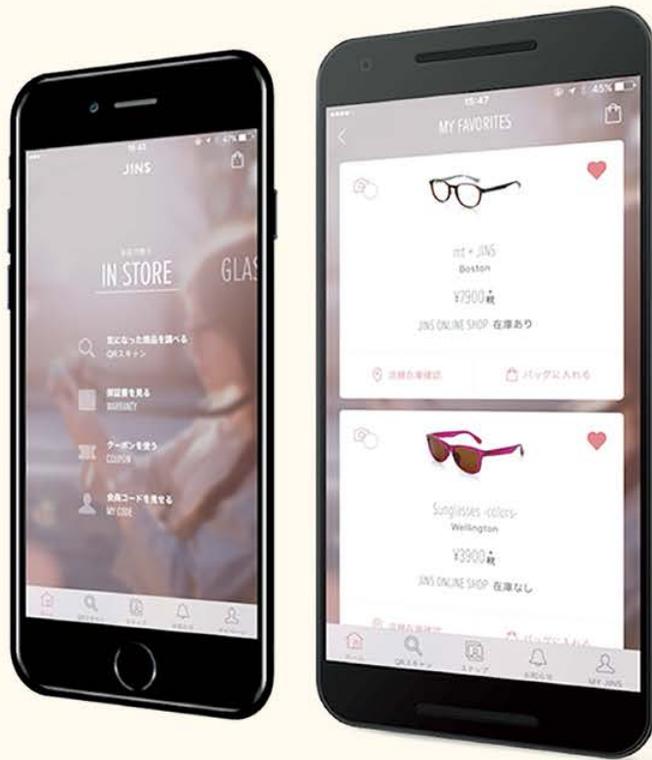




平成29年10月

JINS アプリ

メガネをより便利で
気軽に購入できるJINSアプリ



平成30年4月

サロンdeメガネ

美容室でヘアチェンジと一緒に
メガネ選び



平成30年5月

JINS DRUG+

トータルアイケアカンパニーを目指し、
医薬品販売事業へ参入



平成30年4月

フィリピン初進出

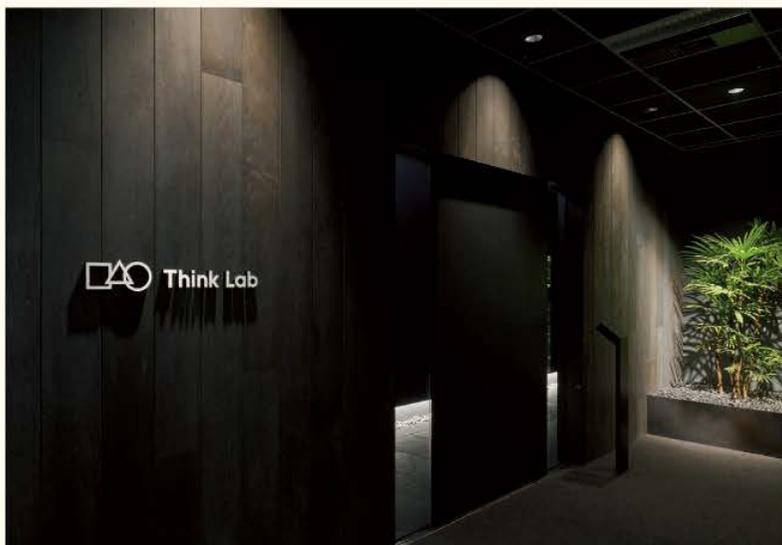
海外4地域目はフィリピンのマニラ首都圏タギッグ市
「SM Aura Premier」にオープン



平成30年7月

J of JINS

“真価を見抜く、目を持つ人へ。”がコンセプトの
ハイエンド層向け新業態「J of JINS」第1号店が
7/20(金)六本木ヒルズにオープン



平成29年12月

Think Lab

科学的根拠に裏づけられた、
世界で一番集中できる場を目指し、
進化し続けるワークスペース



平成29年10月

JINS Design Project

世界的デザイナーたちとともに「メガネの本質からデザインする」プロジェクト

第1弾はプロダクトデザイナージャスパー・モリソンとともに、「究極の普通」を追求



プロダクトデザイナー

Jasper Morrison (ジャスパー・モリソン)

1959年ロンドン生まれ。

レイベンスポーン・カレッジ、キングストン・ポリテクニック、RCA、ベルリンHdKでデザインを学ぶ。1986年に自身のデザインオフィス「Office for Design」をロンドンに開く。現在ロンドン、パリ、東京にスタジオを構え、常に新しい分野を開拓しながら、Vitra、Flos、無印良品、マルニ、JINSなど世界の企業へデザインを提供している。

平成30年6月

第2弾はプロダクトデザイナーコンスタンティン・グルッチとともに、
メガネの起源、ラウンドのもつ背景に着目

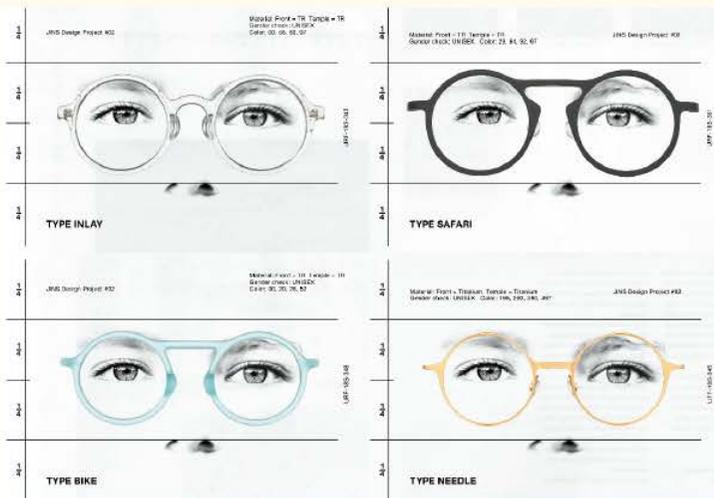


プロダクトデザイナー

Konstantin Grcic (コンスタンティン・グルッチ)

1965年ミュンヘン生まれ。

イギリス・ドーセットのJohn Makepeace Schoolで木製家具職人としての教育を受け、ロンドンのロイヤル・カレッジ・オブ・アート (RCA) でデザインを学ぶ。1991年に自身のデザインオフィス「コンスタンティン・グルッチ・インダストリアル・デザイン (KGID)」をドイツ・ミュンヘンに開く。以降、デザイン業界を牽引するCassina、Flos、Magis、無印良品、PlankやVitra等の家具や製品、照明などを手がける。



平成29年11月

MOOMIN × JINS

ムーミンの小説アートをモチーフにした
「大人かわいいメガネ」が誕生



平成30年3月

JINS Switch

1本でメガネにもサングラスにもスイッチする
新発想のアイウェア



平成30年1月

JINS 花粉CUT MOIST

花粉カットに保湿機能を加え、
花粉も乾燥も1本で対策



平成30年7月

JINS × PAPIER TIGRE

パリ・マレ地区発の高感度なプロダクトブランドとの
コラボレーション





平成30年3月

目について実験を通して学ぶ 「見る育」講座

目の仕組みを知ること、目について関心を持ってもらいたい。そんな思いから、ものが見える仕組みや目に見えない光など、様々な実験を通して目のひみつを探る親子向けワークショップを行いました。ショッピングセンターなどで無料で参加できるものとして実施し多くの人にご参加いただきました。



平成30年7月

JINS × **Tech Kids School**
Let's say Hello! to the world.

プログラミング教室と取り組む 「見る育」プロジェクト

株式会社CA Tech Kidsが運営する
小学生向けプログラミング教室Tech Kids Schoolと
“未来を創造していく子供たちの目を守りたい”
という想いから生まれた共同プロジェクト。
ICT教育に興味を持ちながらも目に対する影響を
不安に思っている親子に対し啓発活動に取り組んでいます。
共同調査の実施や、長期休暇に開催されるプログラミング入門
ワークショップで目と光について学ぶ機会を提供しています。



見る育
MIRIKU by JINS

A close-up photograph of a hand holding a pair of glasses. The hand is positioned in the upper left corner, with fingers gripping the temples of the glasses. The glasses have thin, light-colored frames and clear lenses. The background is a vibrant, textured yellow fabric, possibly a skirt or shorts, which is slightly wrinkled. The lighting is bright, creating soft shadows on the fabric. In the lower right corner, there is a white rectangular area, likely a page or a document.

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な株主価値の増大を最重要課題と認識し、将来の事業展開に備えた適切な内部留保の充実と、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実現していくことを基本方針とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施しております。

第31期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ1株当たり48円といたしたいと存じます。

なお、詳細につきましては、次のとおりであります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金48円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,150,872,432円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年11月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、市場環境の変化に対し組織的に対応し、かつ、グローバルでの成長を確実なものとするため、新たなブランドビジョンを「Magnify Life」(人々の生き方を豊かに広げる)と定めております。当社グループでは、このブランドビジョンである「Magnify Life」に沿った文化を構築し、社内と顧客との間で「Magnify Life」を共有し、「Magnify Life」に基づいた理想的な顧客体験を提供し、ブランドビジョンの進化の様子を適切に評価していくことで、ビジネスにイノベーションを起こし、持続的な成長を実現してまいりましたが、当社グループの事業の多角化が進展する中、当社グループのさらなる成長のため、以下の目的をもって、持株会社体制へ移行し、グループ戦略機能を担う持株会社と各事業会社を分離する方針を決定し、吸収分割を行うことといたしました。

- ①グループ経営戦略の立案機能を強化することで、
グループ内の経営資源配分の最適化を図り、ブランド力を向上させること
- ②各事業子会社における収益性及び経営責任の明確化を図ること
- ③各事業子会社の意思決定の迅速化により戦略的かつ機動的に事業運営を推進すること

当社は、持株会社体制へ移行することを目的に、平成30年5月28日付で設立した当社100%出資の子会社「株式会社ジーンズジャパン」(以下「承継会社」といいます。)に、当社の営む一切の事業(ただし、当社及び当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除きます。以下「本件事業」といいます。)に関して有する権利義務を、平成31年7月1日(予定)を効力発生日として承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うため、承継会社との間で吸収分割契約(以下「本件吸収分割契約」といいます。)を平成30年9月13日付で締結いたしました。

本議案は、本件吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

2. 本件吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書(写)

株式会社ジーンズ(以下「甲」という。)と株式会社ジーンズジャパン(以下「乙」という。)とは、本契約第1条に定める甲の本件事業に関して有する権利義務の一部を乙が承継する吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、第7条に定める効力発生日に、甲が営む一切の事業(ただし、甲及び甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除く。以下「本件事業」という。)に関して有する第3条記載の権利義務を乙に承継させ、乙は甲からこれを承継する。

第2条 (分割当事会社の商号及び住所)

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

- (1) 甲：吸収分割会社
商号 株式会社ジズ
住所 群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
- (2) 乙：吸収分割承継会社
商号 株式会社ジズジャパン
住所 群馬県前橋市川原町二丁目26番地4

第3条 (乙が本吸収分割により承継する権利義務等)

1. 乙が甲から承継する権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、第7条に定める効力発生日の前日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関して有する権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」の記載に従い、本承継対象権利義務に含まれるものとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、すべて併存的債務引受けの方法によるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本承継対象権利義務を、法令、条例等による制限なく、甲から乙へ承継させることができるものに限るものとし、本承継対象権利義務のうち、本吸収分割により乙に承継させるに際し、契約の規定等に基づき甲又は乙に支障を生じ又は生じさせる可能性があるものについては、甲及び乙が協議の上で、本承継対象権利義務から除外することができる。

第4条 (本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際し、本承継対象権利義務の対価として、普通株式2,000株を発行し、甲に対して、その全てを割当て交付する。

第5条 (資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割により乙の資本金を金1億円増加して金1億1,000万円とし、準備金の額は増加しない。

第6条 (分割承認株主総会)

甲及び乙は、次条に定める効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第7条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成31年7月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議し合意の上で、これを変更することができる。

第8条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日以降においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第9条 (本吸収分割条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認が得られなかったとき、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条 (規定外事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上でこれを決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成30年9月13日

甲：群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社ジnz
代表取締役 田中 仁

乙：群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社ジnzジャパン
代表取締役 田中 仁

別紙

承継対象権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日の前日の終了時において本件事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務のうち、次に記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち、資産及び債務については、甲の平成30年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加味して確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

現預金、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、前払費用その他の流動資産。但し、効力発生日の前日終了時において甲が取得している売掛金は除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産。

2. 債務

短期借入金、リース債務(長期含む)、長期未払金その他の負債。但し、効力発生日の前日終了時において甲が負担している買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は除く。

3. 雇用契約等

従業員との労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

4. その他の権利義務

- (1) 甲が締結している一切の契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。
 (2) 甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

本件分割に際し、承継会社は、承継する権利義務の対価として、普通株式2,000株を発行し、吸収分割会社である当社に対してその全てを割当て交付いたします。承継会社は、当社の100%子会社であり、本件分割に際し、承継会社が発行する全ての株式を当社に割当て交付するため、相当であると判断いたしました。

② 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容並びに当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

資本金	資本準備金	利益準備金
100百万円	—	—

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://corp.jins.com/jp/ja/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の株主総会参考書類には記載しておりません。

(3) 承継会社の最終年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成31年7月1日(予定)をもって持株会社体制へ移行いたします。

これに伴い、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)の一部を変更し、併せて平成31年7月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。なお、定款変更案附則第1条につきましては、同第1条第2項より、当該定款変更の効力発生をもって削除されます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、第2号議案が承認可決されること及び当該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日をもって効力が生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ジズと称し、英文では、JINS Inc.と表記する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、およびそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>2. 靴、ブーツ、靴下、化粧ポーチ、バッグ、傘、ハンカチ、帽子等の身の回り品、およびアクセサリ等の服飾雑貨ならびにそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>3. 皮革および皮革製品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>4. 家具およびその関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>5. 光学機器、医療用具、電子機器、通信機器およびそれらの関連商品の企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ジズホールディングスと称し、英文では、JINS HOLDINGS Inc.と表記する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>1. 眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、およびそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>2. 靴、ブーツ、靴下、化粧ポーチ、バッグ、傘、ハンカチ、帽子等の身の回り品、およびアクセサリ等の服飾雑貨ならびにそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>3. 皮革および皮革製品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>4. 家具およびその関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入</p> <p>5. 光学機器、医療用具、電子機器、通信機器、ウェアラブル端末およびそれらの関連商品の企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入</p>

現行定款	変更案
<p>6. デジタルコンテンツおよびコンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入 (新設)</p> <p>7. 情報通信、情報処理および情報提供サービス事業</p> <p>8. 電子計算機によるシステム設計、計画および供給 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9. 電子計算機の導入、保守および管理業務</p> <p>10. 飲食店の企画、経営および経営指導</p> <p>11. フランチャイズチェーン店への経営指導</p> <p>12. 不動産の売買、賃貸およびその仲介</p> <p>13. 経営コンサルタント業</p> <p>14. 建物の内外装の企画、設計、施工、監理および建築の請負</p> <p>15. 広告宣伝に関する企画および製作</p> <p>16. 知的財産権(商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等)の取得、実施、利用許諾、維持および管理</p> <p>17. 労働者派遣事業</p> <p>18. 古物商 (新設)</p> <p>19. 前各号に付帯関連する一切の事業 (新設)</p> <p>第3条～第44条 <省略></p> <p>(新設)</p>	<p>6. デジタルコンテンツおよびコンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入</p> <p>7. 医薬品、医薬部外品、食料品、栄養補助食品、健康食品およびそれらの関連商品の販売および輸出入</p> <p>8. 情報通信、情報処理および情報提供サービス事業</p> <p>9. 電子計算機によるシステム設計、計画および供給</p> <p>10. <u>農畜産物の生産、加工および販売ならびに農作業の請負</u></p> <p>11. <u>障がい者を対象とする教育・訓練</u></p> <p>12. 電子計算機の導入、保守および管理業務</p> <p>13. 飲食店の企画、経営および経営指導</p> <p>14. フランチャイズチェーン店への経営指導</p> <p>15. 不動産の売買、賃貸およびその仲介</p> <p>16. 経営コンサルタント業</p> <p>17. 建物の内外装の企画、設計、施工、監理および建築の請負</p> <p>18. 広告宣伝に関する企画および製作</p> <p>19. 知的財産権(商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等)の取得、実施、利用許諾、維持および管理</p> <p>20. 労働者派遣事業</p> <p>21. 古物商</p> <p>22. <u>ヘルスケアに関するコンサルタント業</u></p> <p>23. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>2. <u>当社は、前項各号に定める事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第44条 <現行通り></p> <p>(附則)</p> <p>第1条 第1条及び第2条の変更は、平成31年7月1日をもって効力が生じるものとする。</p> <p>2. <u>本附則は第1条及び第2条の変更の効力発生後、これを削除するものとする。</u></p>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。なお、各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



候補者番号

1

たなか

ひとし

田中 仁

再任

生年月日: 昭和38年1月25日

所有する当社の株式数: 8,334,000株

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

- 昭和63年 7月 当社設立と同時に代表取締役社長に就任(現任)
- 平成23年 6月 株式会社ブランドニューデー(現 株式会社フィールグッド)代表取締役に就任(現任)
- 平成24年 9月 吉姿商貿(瀋陽)有限公司董事長に就任(現任)
- 平成25年 2月 晴姿商貿(上海)有限公司董事長に就任(現任)
- 平成25年 2月 晴姿美視商貿(北京)有限公司董事長に就任(現任)
- 平成25年 12月 JINS US Holdings, Inc. CEOに就任(現任)
- 平成27年 5月 株式会社ジズノーマ代表取締役に就任(現任)
- 平成27年 6月 台湾晴姿股份有限公司董事に就任(現任)
- 平成27年 6月 オイシックス株式会社(現 オイシックス・ラ・大地株式会社)社外取締役に就任(現任)
- 平成27年 12月 JINS CAYMAN Limited Directorに就任(現任)
- 平成28年 2月 JINS ASIA HOLDINGS Limited Directorに就任(現任)
- 平成30年 5月 株式会社ジズジャパン代表取締役に就任(現任)



候補者番号

2

なかむら

中村 豊

ゆたか

再任

生年月日: 昭和27年1月8日

所有する当社の株式数: 480,000株

略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

- 平成16年 4月 当社取締役管理部ゼネラルマネジャーに就任
- 平成17年 5月 株式会社ヤマダ電機社外監査役に就任
- 平成17年 9月 当社専務取締役管理部ゼネラルマネジャーに就任
- 平成19年 12月 当社専務取締役管理本部長に就任
- 平成24年 9月 吉姿商貿(瀋陽)有限公司董事に就任(現任)
- 平成25年 2月 晴姿商貿(上海)有限公司董事に就任(現任)
- 平成25年 2月 晴姿美視商貿(北京)有限公司董事に就任(現任)
- 平成25年 12月 JINS US Holdings, Inc. CFOに就任(現任)
- 平成27年 6月 台湾晴姿股份有限公司監察人に就任(現任)
- 平成28年 11月 当社取締役に就任(現任)



候補者番号
3 古谷 昇
ここに のぼる

再任 社外 独立

生年月日: 昭和31年11月13日
所有する当社の株式数: 20,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 平成12年 6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役に就任
- 平成17年 3月 有限会社ピークル代表取締役に就任（現任）
- 平成17年 6月 株式会社参天製薬社外取締役に就任
- 平成17年 6月 コンビ株式会社社外取締役に就任（現任）
- 平成18年 11月 当社社外取締役に就任（現任）
- 平成25年 3月 サンバイオ株式会社社外取締役に就任（現任）

■ 社外取締役候補者とする理由

古谷昇氏につきましては、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 古谷昇氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年であります。
- (注) 2. 当社は古谷昇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (注) 3. 当社は、古谷昇氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。



候補者番号 こくりょう **4** じろう **國領 二郎**

再任 社外 独立

生年月日: 昭和34年7月19日

所有する当社の株式数: 1,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和57年 4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社
 平成4年 6月 ハーバード大学経営学博士
 平成5年 4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授
 平成12年 4月 同教授
 平成15年 4月 慶應義塾大学環境情報学部教授
 平成17年 5月 慶應義塾大学SFC研究所長
 平成18年 4月 慶應義塾大学総合政策学部教授（現任）
 平成21年 4月 慶應義塾大学総合政策学部長
 平成25年 5月 慶應義塾常任理事（現任）
 平成29年 11月 当社社外取締役に就任（現任）

■ 社外取締役候補者とする理由

國領二郎氏につきましては、大手通信事業会社での勤務経験ならびに学識者としての経営およびIT等に関する高い見識と幅広い経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 國領二郎氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

（注）2. 当社は國領二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

（注）3. 当社は、國領二郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

以上

【提供書面】

事業報告

平成30年8月期

平成29年9月1日 — 平成30年8月31日





1 企業集団の現況

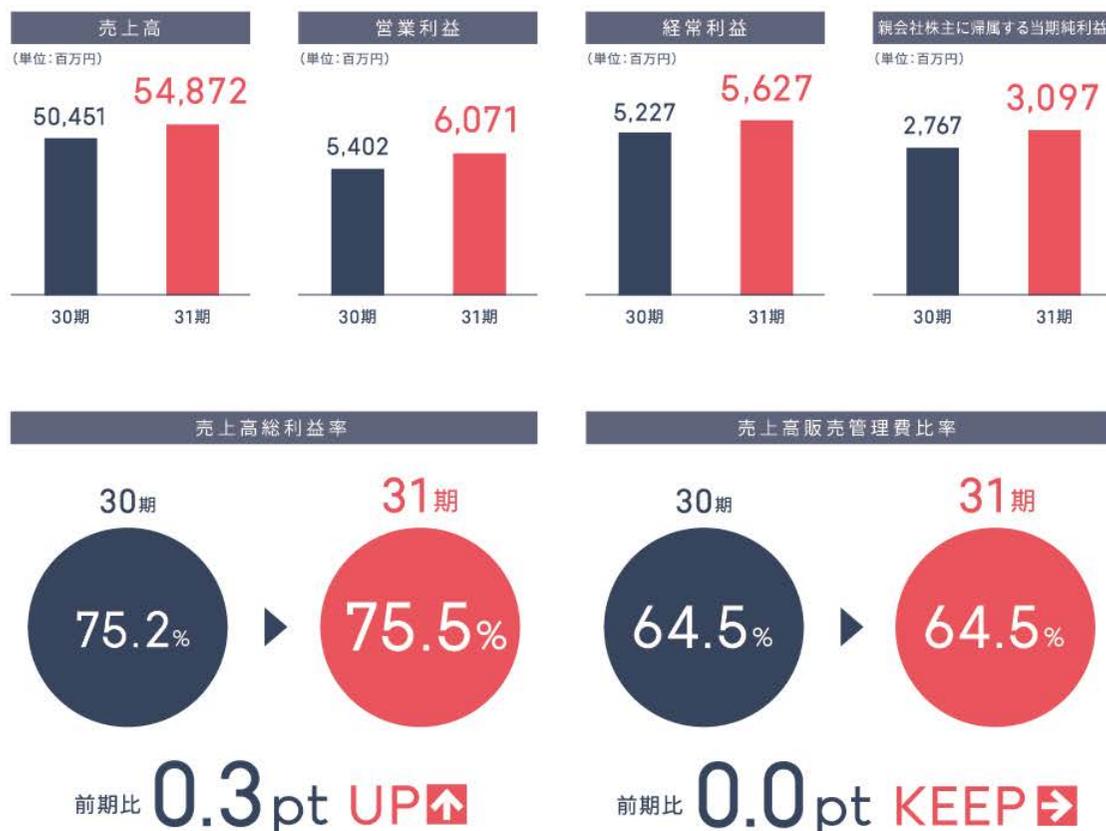
(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成29年9月1日～平成30年8月31日)における国内経済は、堅調な企業業績に伴う設備投資の増加、雇用、所得環境の改善、消費者マインドの持ち直しにより緩やかな回復基調が持続しておりました。一方、世界経済に目を向けると、米国を中心とした貿易摩擦の深刻化の懸念、東アジア地域の情勢不安に起因する地政学的リスクの高まりなどの不安要素があるものの、米国や中国における景気が堅調だったことから、全体として穏やかな景気回復傾向が続いておりました。

また、国内眼鏡小売市場(視力矯正眼鏡)は、平成28年3月以降、前年同期比マイナスの傾向が継続しており、引き続き足元は弱含みに推移しております。

このような市場環境の中で、当社グループのアイウェア事業では、予てより経営課題と掲げている商品戦略の再構築、店舗オペレーションの改善などの取り組みを継続的に推進しております。また国内アイウェア事業において更なる成長を実現していくためには、商品力の向上及び接客力、店舗マネジメント力の強化が必要不可欠と認識しており、これらの諸課題に対して注力してまいりました。また、店舗戦略につきましては、ショッピングモール形態での出店を継続しながらも、郊外ロードサイド型店舗の出店戦略において、コーヒーショップや書店といった他業態との協働など、より集客力の高い立地への出店を推し進め、店舗基盤の強化に努めてまいりました。

財務ハイライト



店舗種類内訳



店舗展開につきましては、当連結会計年度末におけるアイウェア専門ショップの店舗数は、国内直営店349店舗(出店30店舗、退店4店舗)、中国直営店130店舗(出店31店舗、退店4店舗)、米国直営店4店舗(出店、退店なし)の合計483店舗となりました。

売上高総利益率につきましては、国内アイウェア事業は、3プライス制の価格体系に改定したことで、一式単価が下落したものの、セールスの抑制及び原価管理を徹底したことによりほぼ前年同期比並となり、海外アイウェア事業は、調達先の見直し等で原価を削減したことにより、前年同期比0.3ポイント増の75.5%となりました。

売上高販売管理費比率につきましては、広告宣伝費の

増加及び配送費の高騰等により各種費用が増加したものの、既存店売上高が堅調に増加したことにより、前年同期比並の64.5%となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高54,872百万円(前年同期比8.8%増)、営業利益6,071百万円(前年同期比12.4%増)、経常利益5,627百万円(前年同期比7.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,097百万円(前年同期比11.9%増)と増収増益となりました。

なお、海外連結子会社につきましては、平成29年7月1日～平成30年6月30日を連結会計期間として取り込んでおります。



セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業名 / 期	第31期 (平成30年8月期) (当連結会計年度)		
	金額	構成比	前年同期比
国内アイウエア事業	45,067百万円	82.1%	106.8%
海外アイウエア事業	7,213百万円	13.1%	138.6%
雑貨事業	2,589百万円	4.7%	△14.8%
その他	0百万円	0.0%	77.9%
合計	54,872百万円	100.0%	108.8%

(2) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と極度額8億円及び130百万円の当座貸越契約を締結しております。

また、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、平成29年8月29日付にて取引銀行4行と80億円(期間3年間)のコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は4,233百万円となっております。

事業部門別の内訳は、次のとおりであります。

(国内アイウエア事業)

ジズ彦根店をはじめ、アイウエア専門ショップの新規出店30店舗、改装25店舗による敷金及び保証金等を含め、3,385百万円の投資を実施いたしました。

(海外アイウエア事業)

中国におけるアイウエア専門ショップの新規出店31店舗、改装10店舗による敷金及び保証金等を含め、779百万円の投資を実施いたしました。

(雑貨事業)

メンズ雑貨専門ショップの新規出店1店舗、レディース雑貨専門ショップの新規出店2店舗による敷金及び保証金等を含め、69百万円の投資を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための対処すべき課題は以下のとおりであります。

1 商品ラインアップの多様化

当社グループは、ブランドビジョンである「Magnify Life」の実現に向け、お客様に価値ある商品を提供できるよう価格を見直し、商品ラインアップを拡充してまいりました。しかしながら、20代から30代のお客様には引き続き高い支持をいただいている一方で、眼鏡装着率の高い40代以降のお客様に向けた品揃えの更なる強化が重要な課題であると認識しております。

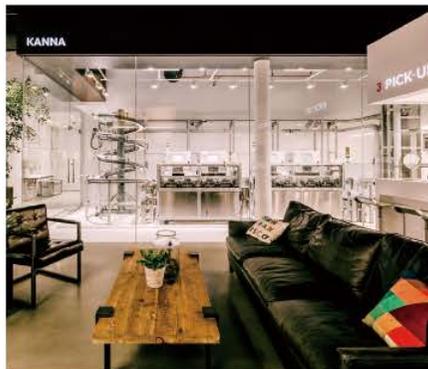
そこで、視力矯正及び機能性メガネの両面でクオリティやデザインを持続的に向上させ、全世代に向けた品揃えの充実に取り組んでまいります。



2 店舗オペレーション力の向上

当社グループは、店舗オペレーションに関しては、「Magnify Life」ビジョンに沿った理想的な顧客体験を提供することでロイヤルカスタマーの創造に取り組んでおりますが、現在、その効果が徐々に現れつつあるものの、この点が課題と認識しております。

そこで、今後さらに取り組みを強化するためにも、接客力、店舗マネジメント力の向上は必要不可欠であり、店舗スタッフへの教育を強化してまいります。また、店舗生産性の向上に関しては、レンズ自動加工機の導入も進め、効率化に取り組んでまいります。



3 持続的な店舗展開の推進

当社グループは、国内の店舗展開として、都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に出店を行うとともに、一部郊外ロードサイドタイプにも出店を行う等、ロケーションの多様化を推進してまいりましたが、単一フォーマットによる店舗展開を行っていたため、ロケーションに合わせた店舗フォーマットやMD(マーチャンダイジング)の多様化が重要な課題であると認識しております。

そこで、今後の出店戦略を更に積極的に展開するためにも、ロケーションに沿った店舗フォーマットの構築やMD展開の確立を重点的に行い、新規出店に対する基盤強化を進めてまいります。



4 マーケティング戦略の見直し

当社グループは、テレビCMや誌上広告、交通広告を中心としたマーケティング活動を展開することで、認知度が上昇してきたものの、ブランドビジョンを適切にお伝えできていないという課題を認識するに至りました。

そこで今後は当社グループのビジョンである「Magnify Life」に基づいた顧客体験を提供するとともに、当社グループの企業姿勢を適切に評価いただけることを目指したマーケティング活動を実施し、持続的な集客力の上昇を目指してまいります。



5 グローバル展開の推進

当社グループが、今後とも持続的な成長を成し遂げるためには、グローバル展開の推進が重要であります。海外ビジネスを拡大していくためには人的リソースが不十分であると認識しております。

今後、海外ビジネスに精通した人材の確保と海外人材の採用を積極的に行い、市場環境調査や経営管理面での充実を図り、効率的な海外展開が可能となるよう経営基盤を強化してまいります。



6 SPA体制の効率化と堅確化

当社グループは、高品質かつ圧倒的な低価格での商品提供を可能にしている最大の原動力は、企画から販売までを一貫して行うSPA体制にあると認識しております。

そこで、このバリューチェーンを構成する各セクションの人材の育成・確保に注力するとともに、システム化を推進し、一層の効率化と堅確化に取り組んでまいります。



7 経営管理機能の拡充

当社グループは、今後のビジネスを展開していく上で、全社的な戦略の構築、内部統制の充実、予算統制等経営管理機能全般の充実・強化は極めて重要な課題であると認識しております。

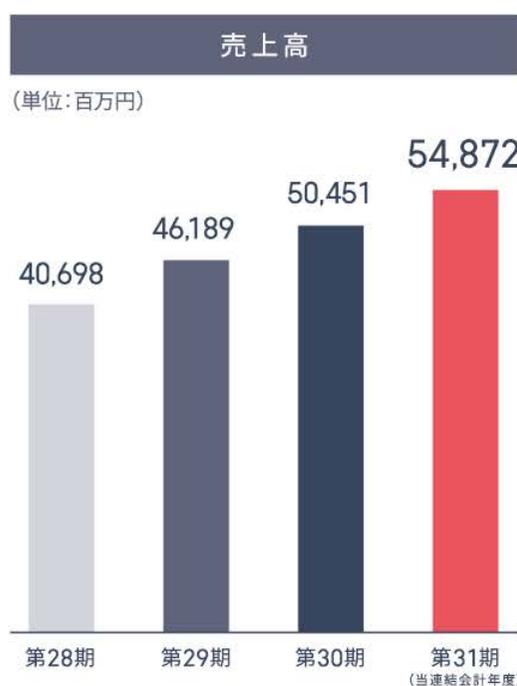
そのためには、研修を通じた当社グループ社員の能力向上に加え、外部からの人材登用も積極的に推進してまいります。



(9) 財産及び損益の状況

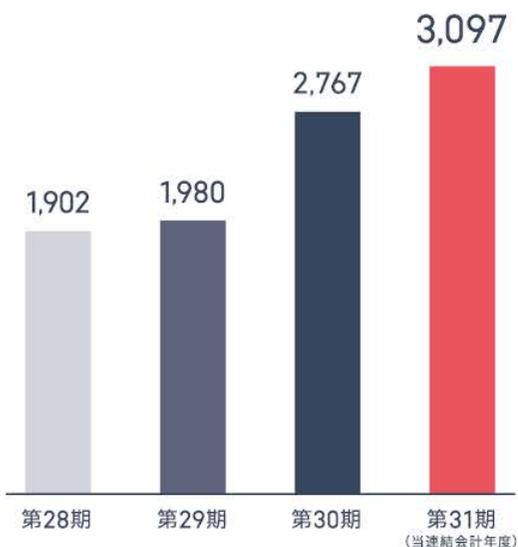
区 分	第28期 (平成27年8月期)	第29期 (平成28年8月期)	第30期 (平成29年8月期)	第31期 (当連結会計年度 (平成30年8月期))
売上高(百万円)	40,698	46,189	50,451	54,872
経常利益(百万円)	3,480	3,604	5,227	5,627
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,902	1,980	2,767	3,097
1株当たり当期純利益(円)	79.35	82.61	115.44	129.17
総資産(百万円)	24,661	26,232	30,354	31,499
純資産(百万円)	13,979	15,232	17,515	19,707
1株当たり純資産額(円)	583.06	635.29	730.52	821.95

財産及び損益の状況の推移グラフ



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



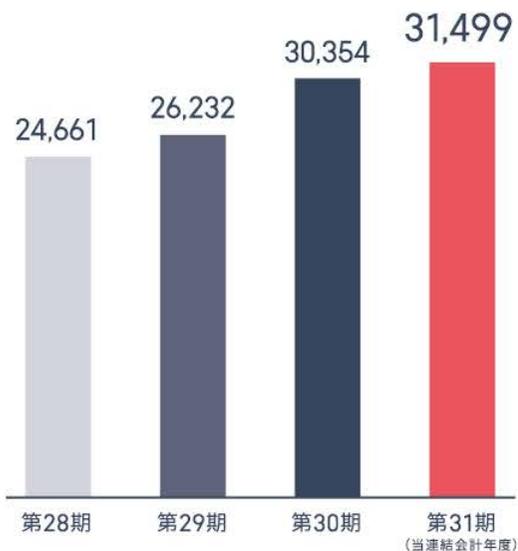
1株当たり当期純利益

(単位:円)



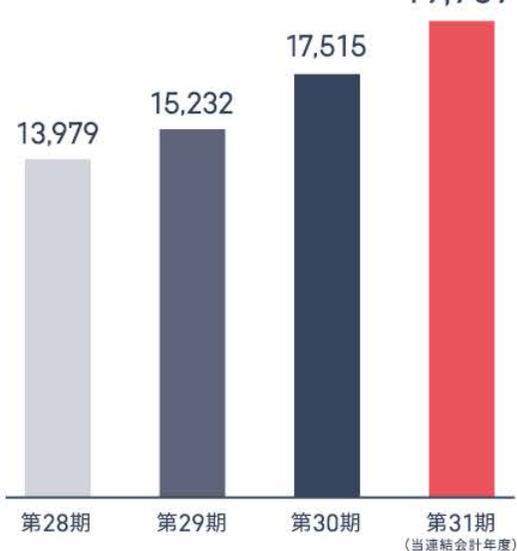
総資産

(単位:百万円)



純資産

(単位:百万円)



(10) 主要な事業内容（平成30年8月31日現在）

事業区分	事業内容
国内アイウェア事業	アイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の企画・生産・流通・販売など
海外アイウェア事業	海外におけるアイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の販売など
雑貨事業	メンズ及びレディースのバッグ、帽子、アクセサリ等服飾雑貨の企画・生産・流通・販売など

(11) 重要な子会社の状況（平成30年8月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フィールグッド	50,000千円	100.0%	メンズ及びレディースのバッグ、帽子、アクセサリ等服飾雑貨の企画・生産・流通・販売
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
睛姿商貿(上海)有限公司	10,650千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
睛姿美視商貿(北京)有限公司	700千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
JINS US Holdings, Inc.	19,000千米ドル	100.0%	米国におけるアイウェア事業の統括
JINS Eyewear US, Inc.	18,980千米ドル	100.0% (100.0%)	米国におけるアイウェアの販売
JINS CAYMAN Limited	2.49米ドル	100.0%	アジアにおけるアイウェア事業の統括
JINS ASIA HOLDINGS Limited	118,627千香港ドル	100.0% (100.0%)	アジアにおけるアイウェア事業の統括
株式会社ジンズジャパン	10,000千円	100.0%	日本におけるアイウェアの販売
JINS Hong Kong Limited	15,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	香港におけるアイウェアの販売

(注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

2. 株式会社ジンズジャパンは平成30年5月28日に設立いたしました。

3. JINS Hong Kong Limitedは平成30年6月19日に設立いたしました。

(12) 主要な営業所の状況（平成30年8月31日現在）

①当社

- a. 本社 : 群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
- b. 東京本社 : 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
飯田橋グラン・ブルーム30階
- c. 店舗 : 店舗数 349店舗

直営店舗数（アイウェア専門ショップ） 349店

(注) 上記の直営店の他に、フランチャイズ店として5店舗があります。

地域別直営店舗数

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州	合計
8店	22店	161店	52店	60店	23店	23店	349店

②子会社

- a. 株式会社フィールグッド
 - 本社 : 東京都千代田区
 - 店舗 : 店舗数 40店舗
- b. 吉姿商貿（瀋陽）有限公司
 - 本社 : 中国遼寧省瀋陽市
 - 店舗 : 店舗数 8店舗
- c. 晴姿商貿（上海）有限公司
 - 本社 : 中国上海市
 - 店舗 : 店舗数 113店舗
- d. 晴姿美視商貿（北京）有限公司
 - 本社 : 中国北京市
 - 店舗 : 店舗数 9店舗
- e. JINS US Holdings, Inc.
 - 本社 : 米国デラウェア州
- f. JINS Eyewear US, Inc.
 - 本社 : 米国カリフォルニア州
 - 店舗 : 店舗数 4店舗
- g. JINS CAYMAN Limited
 - 本社 : 英国領ケイマン諸島
- h. JINS ASIA HOLDINGS Limited
 - 本社 : 中国香港特別行政区
- i. 株式会社ジンズジャパン
 - 本社 : 群馬県前橋市
- j. JINS Hong Kong Limited
 - 本社 : 中国香港特別行政区

(13) 使用人の状況（平成30年8月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,061名 [843名]	282名増 [127名減]

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の「外書」は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（主に1日8.0時間換算）の年間平均雇用員数であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末比で282名増加しておりますが、主として店舗数の増加によるものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,047名 [758名]	169名増 [94名減]	28.6歳	3.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の「外書」は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（主に1日8.0時間換算）の年間平均雇用員数であります。
3. 使用人数が前事業年度末比で169名増加しておりますが、主として店舗数の増加によるものであります。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,629百万円
株式会社三井住友銀行	1,188百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年9月13日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行することを目的に、平成30年5月28日付で設立した当社100%出資の子会社「株式会社ジンズジャパン」（以下「ジンズジャパン」といいます。）に、当社の営む一切の事業（ただし、当社及び当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除きます。以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を、平成31年7月1日（予定）を効力発生日として承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うため、ジンズジャパンとの間で吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）を締結することを決議し、吸収分割契約を締結いたしました。

また、当社は、持株会社体制への移行に伴い、平成30年11月29日開催予定の当社第31回定時株主総会に、定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更等）の議案を付議することを決議いたしました。

本件分割後の当社は、平成31年7月1日付（予定）で商号を「株式会社ジンズホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

本件分割は、平成30年11月29日開催予定の当社第31回定時株主総会による関連議案の承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としており、また、定款変更（商号及び事業目的の一部変更等）は、当該関連議案の承認及び本件分割が効力を生じることを条件としております。

2 株式の状況（平成30年8月31日現在）

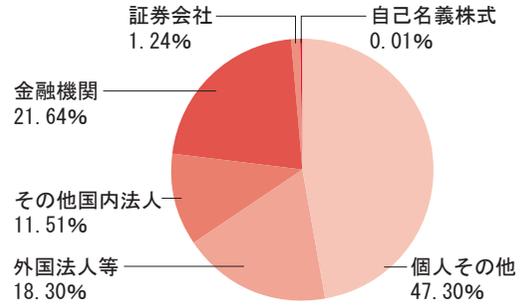
(1) 発行可能株式総数 73,920,000株

(2) 発行済株式の総数 23,980,000株

(自己株式3,491株を含む)

(3) 株主数 8,864名

(4) 大株主



株主名	持株数	持株比率
田中 仁	8,334,000株	34.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,973,000株	8.23%
合同会社マーズ	1,200,000株	5.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	998,500株	4.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	929,500株	3.88%
株式会社ジュピター	600,000株	2.50%
株式会社ヴィーナス	600,000株	2.50%
OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	600,000株	2.50%
中村 豊	480,000株	2.00%
TAIYO HANEI FUND, L. P.	460,700株	1.92%

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数2,971,500株及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数929,500株は、信託業務に係るものであります。
 2. 持株比率は自己株式（3,491株）を控除して計算しております。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年8月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 仁	代表取締役社長	株式会社フィールグッド 代表取締役 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 晴姿商貿（上海）有限公司 董事長 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO JINS CAYMAN Limited Director JINS ASIA HOLDINGS Limited Director 台灣晴姿股份有限公司 董事 株式会社ジズノーマ 代表取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 株式会社ジズジャパン 代表取締役
中村 豊	取締役	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事 晴姿商貿（上海）有限公司 董事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事 JINS US Holdings, Inc. CFO 台灣晴姿股份有限公司 監察人
古谷 昇	取締役	有限会社ビークル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役
國領 二郎	取締役	慶應義塾大学総合政策学部 教授 慶應義塾 常任理事
前田 夏彦	常勤監査役	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 監事 晴姿商貿（上海）有限公司 監事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 監事
大井 哲也	監査役	TMI 総合法律事務所 弁護士 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 株式会社トゥエンティーフォーセブン 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
太田 諭哉	監査役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長 税理士法人スパイラル 代表社員 ナレッジスイート株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役古谷昇氏及び國領二郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役前田夏彦氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、古谷昇氏、國領二郎氏及び太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役太田諭哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役	4名	96百万円
監査役	4名	16百万円
合計	8名	112百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成17年11月25日開催の第18回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成17年11月25日開催の第18回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 平成29年11月27日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取 締 役	古 谷 昇	有限会社ピークル 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		コンビ株式会社 社外取締役	
		サンバイオ株式会社 社外取締役	
	國 領 二 郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授	
		慶應義塾 常任理事	
監 査 役	前 田 夏 彦	—	—
	大 井 哲 也	T M I 総合法律事務所 弁護士	同事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社が当該法務顧問契約に基づき、当事業年度中に同事務所に支払った報酬総額は、当事業年度の販売管理費の1.0%未満であります。
		株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社トウエンティフォーセブン 社外監査役	
		テックファームホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)	
	太 田 諭 哉	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人スパイラル 代表社員	
ナレッジスイート株式会社 社外監査役			

②各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
取締役	國領 二郎	平成29年11月27日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	前田 夏彦	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	大井 哲也	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	太田 諭哉	平成29年11月27日就任以降に開催された取締役会10回及び監査役会10回全てに出席し、必要に応じ、主に会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、平成27年11月26日開催の第28回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

a. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

b. 監査役の責任限定契約

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

④社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	6名	28百万円

(注) 平成29年11月27日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

⑤記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	45百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

A close-up photograph of a young girl with curly red hair and freckles, wearing red-rimmed glasses and a red sweater. She is looking down intently at an open book she is holding. The book's pages are visible, showing some yellowing and a greenish tint. The background is softly blurred, suggesting an indoor setting with warm lighting.

連結計算書類等

連結計算書類

連結貸借対照表（平成30年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）	科目	当期	前期（ご参考）
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産	15,721	15,696	流動負債	8,452	9,327
現金及び預金	5,531	6,860	買掛金	1,484	1,655
受取手形及び売掛金	3,418	3,305	短期借入金	1,223	1,900
商品及び製品	4,756	4,310	一年内返済予定の長期借入金	369	386
原材料及び貯蔵品	245	196	未払金及び未払費用	3,087	2,512
繰延税金資産	229	232	リース債務	606	692
その他	1,540	790	未払法人税等	1,301	1,360
貸倒引当金	△0	△0	未払消費税等	49	408
固定資産	15,716	14,559	資産除去債務	20	20
有形固定資産	8,725	7,893	その他	310	390
建物及び構築物	6,932	6,128	固定負債	3,339	3,510
機械装置及び運搬具	62	66	長期借入金	1,225	1,560
工具、器具及び備品	640	478	リース債務	816	1,127
土地	14	14	資産除去債務	479	187
リース資産	1,016	1,108	その他	818	635
建設仮勘定	59	96	負債合計	11,792	12,838
無形固定資産	1,848	1,867	（純資産の部）		
リース資産	425	724	株主資本	19,781	17,547
その他	1,422	1,142	資本金	3,202	3,202
投資その他の資産	5,142	4,799	資本剰余金	3,179	3,179
投資有価証券	457	457	利益剰余金	13,401	11,167
長期貸付金	514	363	自己株式	△1	△1
繰延税金資産	246	174	その他の包括利益累計額	△74	△32
敷金及び保証金	3,867	3,744	為替換算調整勘定	△74	△32
その他	56	59	純資産合計	19,707	17,515
繰延資産	61	98	負債純資産合計	31,499	30,354
開業費	61	98			
資産合計	31,499	30,354			

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	当 期	前 期（ご参考）
売上高	54,872	50,451
売上原価	13,416	12,508
売上総利益	41,455	37,942
販売費及び一般管理費	35,384	32,540
営業利益	6,071	5,402
営業外収益	61	72
受取利息	8	3
受取手数料	21	—
受取賃貸料	10	20
為替差益	—	19
補助金収入	—	15
その他	20	13
営業外費用	505	247
支払利息	152	142
不動産賃貸費用	247	—
支払手数料	3	30
開業費償却	35	34
為替差損	55	—
その他	10	40
経常利益	5,627	5,227
特別損失	718	762
倉庫移転費用	41	66
固定資産除却損	198	227
減損損失	445	398
店舗閉鎖損失	27	44
その他	5	25
税金等調整前当期純利益	4,909	4,465
法人税、住民税及び事業税	1,882	1,778
法人税等調整額	△69	△80
当期純利益	3,097	2,767
親会社株主に帰属する当期純利益	3,097	2,767

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成30年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）	科目	当期	前期（ご参考）
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産	12,860	12,723	流動負債	6,013	6,202
現金及び預金	4,095	5,637	買掛金	1,217	1,312
売掛金	2,975	2,903	一年内返済予定の長期借入金	310	310
商品及び製品	3,254	2,823	リース債務	209	340
原材料及び貯蔵品	202	133	未払金	1,486	960
前渡金	115	115	未払費用	1,346	1,292
前払費用	416	317	未払法人税等	1,261	1,326
繰延税金資産	222	211	未払消費税等	20	416
その他	1,872	581	前受金	93	177
貸倒引当金	△292	△0	預り金	19	17
固定資産	15,180	12,990	前受収益	0	1
有形固定資産	6,901	6,009	資産除去債務	20	20
建物	6,130	5,328	その他	27	26
構築物	55	47	固定負債	2,417	2,498
機械及び装置	62	66	長期借入金	1,137	1,447
工具、器具及び備品	527	321	リース債務	267	483
土地	14	14	長期未払金	573	363
リース資産	76	140	資産除去債務	420	184
建設仮勘定	34	90	その他	17	19
無形固定資産	1,807	1,784	負債合計	8,431	8,701
商標権	2	3	（純資産の部）		
ソフトウェア	1,244	880	株主資本	19,609	17,013
リース資産	394	674	資本金	3,202	3,202
ソフトウェア仮勘定	166	226	資本剰余金	3,179	3,179
投資その他の資産	6,471	5,196	資本準備金	3,157	3,157
投資有価証券	48	48	その他資本剰余金	22	22
関係会社株式	2,156	1,097	利益剰余金	13,229	10,633
長期貸付金	513	361	利益準備金	8	8
関係会社長期貸付金	372	412	その他利益剰余金	13,221	10,624
長期前払費用	53	55	別途積立金	60	60
繰延税金資産	227	180	繰越利益剰余金	13,161	10,564
敷金及び保証金	3,099	3,039	自己株式	△1	△1
その他	0	0	純資産合計	19,609	17,013
資産合計	28,040	25,714	負債純資産合計	28,040	25,714

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	当 期	前 期（ご参考）
売上高	45,232	42,295
売上原価	10,796	10,059
売上総利益	34,435	32,236
販売費及び一般管理費	28,217	26,555
営業利益	6,218	5,681
営業外収益	194	99
受取利息	27	16
受取賃貸料	24	40
受取手数料	136	—
為替差益	—	33
その他	5	8
営業外費用	627	56
支払利息	22	24
不動産賃貸費用	247	—
支払手数料	3	30
為替差損	55	—
貸倒引当金繰入額	292	—
その他	5	2
経常利益	5,785	5,723
特別損失	565	2,385
倉庫移転費用	40	66
固定資産除却損	170	188
減損損失	142	56
店舗閉鎖損失	12	27
関係会社株式評価損	194	2,020
その他	5	25
税引前当期純利益	5,220	3,338
法人税、住民税及び事業税	1,818	1,740
法人税等調整額	△57	△83
当期純利益	3,459	1,681

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月23日

株式会社ジinz
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 跡部尚志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡直彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジinzの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジinz及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年10月23日

株式会社ジンス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 直 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジンスの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は持株会社体制に移行するため、平成30年9月13日開催の取締役会決議に基づき、同日付で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月23日

株式会社ジンズ 監査役会

常勤社外監査役 前 田 夏 彦 ㊞
 社 外 監 査 役 大 井 哲 也 ㊞
 社 外 監 査 役 太 田 諭 哉 ㊞

以 上



JINS CLASSIC
ALMF-18A-032 239

J!NS